



ます。

そこで、今お尋ねの五年後の期限が到来した場合にどうなるかということについて、この前何とお答え申し上げたのかという点でございませうけれども、それはまず、石油の需給緩和状況がなくなりまして特定石油製品が国際的な貿易市場から姿を消してしまうことになりまして、そもそも輸入とかいう問題が起つてまいらなくなりまして、そういった特定石油製品が貿易市場に豊富にあるということを前提としたこの法律の問題も、別途考えなくちゃいけないということになるということでございます。

また、引き続き需給緩和状況が続きますと、国際貿易市場に特定石油製品が豊富にあるという状況のもとでは二つのケースが考えられまして、この法律の特定石油製品についての輸入を円滑に行おうという目的がこの法律なしでも達成できるような経済実態になる、言いかえてみますと、この法律で輸入を推進することになります輸入主体、それによる輸入が定着するという経済実態が定着いたしますれば、法律によってわざわざこういう措置を講じないでもよろしいかとも思いますが、また、そういう経済実態が定着しなければ、その段階の判断ではございますが、延長をお願いすることもあり得る、そういうことを申し上げたわけでございます。

○奥野(一)委員 その点はわかりました。

そうすると、一昨日の御答弁の中では、大体一九八〇年代は緩和状態が続くだろう、別の方の報道関係なんかのものをみますと、九〇年代の前半くらいまではこういう状況が続くのではないかと、こういう説も一部にはあるわけなんです。これは的確な見通しを立てるのはなかなか難しいと思うのだけれども、一九八〇年代、九〇年の入り口あたりまでは今の状況が続くのではないかと、この国の見通しだと思ふのですが、一部の報道をみますと、今言いましたように、一九九〇年代の前半ごろまではこれが続くのではないかと。そうすれば五年ではなくなるといふことに

もなると思ふ。もちろんこれはその時点でまた考えればいいということになるわけですが、その見通しの根拠というものは大体どんなところにあるわけですか。

○島山政府委員 御指摘のとおり、国際石油の需給状況というのはこれからの各産油国の生産の状況、それから需要国の消費動向、それから価格、そういったもの等々ございまして非常に不透明であることは事実でございます。ですから根拠と申しまして、そう確たる世界じゅうのコンセンサスというふうなものはないわけでございますけれども、ただ一応、先進石油消費国が集まっております国際エネルギー機関、IEAでございますが、IEAの需給見通しでは一九九〇年代になる需給がタイトになるのではないかと、このことを言っておりますので、それを安全サイドにとりますれば、一九八〇年代は需給が少なくとも緩和しているのじゃないかということでございます。ですから、一応先ほどのような判断をいたしておるわけでございます。

○奥野(一)委員 普通でありますと大体石油なんかの埋蔵量とか、ある程度それぞれの国では調査というものはできているのじゃないかという感じがするのですね。例えば日本の場合だつて、石炭なんかだつたら大体ここには推定何億トンくらいある、こういうようなことが出てくるわけですね。今北海道で問題になっている幌延なんかのあの地区では大体二億トンくらいの石炭が眠っている、一応こういう推定もあるわけなんです。例えば石油の場合でも、それぞれの産出国なんかの方ではこれは大体何年くらいまでもつとか、そういうデータや何かがあるのじゃないかという感じがするのですね。そうすればどの程度まで需給の安定度が続くのかというふうなこともなかかわるのじゃないか、こう思うのですが、そんなようなデータに基づいているという中で、なんなようか、やはりそういうものはある程度参考になされておると思ふのだけれども。

○島山政府委員 今お尋ねの国際的な産油国の埋

蔵量でございませうけれども、一応確認埋蔵量という範囲で考えまして今七千億バレルあると言われております。それで、年間の生産量で割ってみますと、それは大体三十五年分というところでございまして。先ほどのIEAにおきまして予測の根拠といたしまして、当然こういうことも参酌しながらその予測をつくっているものというふうに考えております。

○奥野(一)委員 その点はいいです。

それで私、一昨日の質疑を聞いていてよくわからなかった点があるわけですが、あと二つ、三つ続けてお尋ねしていきたいと思ふのです。

今度の暫定措置法を出されましたけれども、単に石油製品の輸入を図ればいいということだけにはならないと思ふのです。それによつていろいろな影響が出てくるわけでありまして、その影響の出るくるもの全般に目配りをしてもらわないと支障が出るというところもある。これは今までも随分言われておりました。今でさえ精製設備が約二割くらい過剰だ、こう言われておりますし、実際に稼働率は六〇％くらいだ、こう言われているわけでありまして、輸入ということになるとそれがまたさらに増加するということになると雇用対策というところについても言われておりましたし、そういう影響するものがあるわけですから、そういうものに全般的な目配りが必要だと思ふのです。

そこで最初に、これはお答えになったのかどうか、私もちょっと聞き漏らしたのじゃないかと思ふのですが、そういうようなほかに与える影響というところを考慮いたしますと、日本の石油業界の運営あるいはまた設備の廃棄などに伴う雇用の状況とか、あるいは消費者に与える価格の問題とか、そういうものを総合的に勘案した場合に、どの程度までならガソリンならガソリンというものは輸入してもいい、適正輸入量とでもいうのでしようか、そういう目安というものはあると思つておられるわけなんです、その目安があったらひとつお知らせをいただきたい、こう思うわけですが。

○島山政府委員 今御指摘のように輸入がございまして、その分の国内のガソリンの生産が減るわけでございますから、そういった生産の稼働率が若干低減するということは事実でございます。

ただ、この法律の場合は、せんだつてもお答え申し上げましたように、第一号で代替供給能力、つまり石油製品の輸入がストップいたしました場合には急いで原油を買つてまいりました国内で精製をする、そういう余裕分を持つてなくちゃいけないということになってくるものでございまして、したがっていまして、製品輸入の増大が直ちに設備の削減というふうにはつなげていかないというところになるわけでございます。無論、現在この輸入がなくても設備は過剰の状況でございますので、ですからそういったものを別途処理していくということとはこれを離れてあるわけでございますけれども、輸入との関係で申し上げればただいま申し上げたような状況であるわけでございます。そこで、どの程度の輸入量であれば雇用面とか設備面とかあるいは価格の面とかそういうことについて悪影響がないのかという御指摘でございますが、これは恐縮でございますけれども、私も輸入量につきましては数量的な制限的なことはしたくないというふうな考えでございます。したがって、輸入量を算定いたします手続といたしまして、個々の企業の輸入計画を、輸入の見通しをあらかじめよく聞かせていただきまして、その辺から判断をして、やや事後的にその量が定まっていくというところでやつていきたいというふうに考えております。

無論、石油供給計画がございまして、各企業から聞いたものに基いた数字をそこへ置くことにはなるわけでございますけれども、その手続としては今申し上げたような手順でやつていきたいというふうに考えております。こういった適格な輸入主体による輸入が実施されれば、海外の製品を購入することが採算上非常に合うということであらばそういうことで輸入をしてまいるのでございまして、国内で精製した方が採算上合うと

いうことであれば精製をするでしょうし、そういうことで輸入と国内精製との弾力的な組み合わせが可能だと考えられますので、自然に適正なレベルに落ちつくであろうということを私も期待しておるわけでございます。

また、諸外国におきましても石油製品の輸入を行っておりますのはおおむねこういった石油企業でございまして、そういった石油企業も、今申し上げましたような石油製品の輸入と国内精製との弾力的な組み合わせを行っておるわけでございまして、そういった例に倣っていくことになるのであろうかということを期待いたしておるわけでございます。

○奥野(二)委員 その辺のところになると、ちょっと私、びんとのみ込めないのですよ。確かにどの程度の輸入はオーケーという数字を示されないという点はわかりそうな気もするわけなんですけれども、そうすると海外の方では、日本がこういう措置をとれば数量なんかは別にどうということはない、問題は、そういう姿勢を見せるということが海外の貿易摩擦とか不均衡ということと和らげるということになるのか、こう思わされるのです。それで、こういう法律案を出さなければならぬと聞いたその背景とか大臣の提案理由の説明なんかを聞いておきますと、やはり相当海外からのそういう声が大いにかうなったんだらう、こう私は理解するのです。

そうしたときに、いや、その輸入をするのは登録された業者の自由だ、こうなっていると、報道されているところによりますと、石油業界なんかの方でもそう大量には買えませんが、自分とところを言っておられますし、そうかと思うと、石油連盟の会長であり日石の社長である方は、そう大量には買えないよと言われけれども、自分のところでは一月から三月までの間には五万キロリットルくらいは買おう、こう言われているのです。法案はつくった、しかし効果ゼロということになっては困るわけでしょう。海外の方からは相当な量を買ってこれという要請があるのじゃないかと思わ

れるということが一つです。

日本とすれば無差別に、野方図に買うというわけにもいかないだろうと思うわけですね。石油の需給計画はある程度立てる。原油が入ってくるものもあるだろうし、こういうふうな今度は製品で入ってくるものもある。ところが、ある程度製品で入ってくるということになれば、若干の量の場場合には精製設備に与える影響というものは出ないかもしれないけれども、ある一定の量を超えれば、日本国内の精製設備を休ませなければならぬというところまで出てくると思う。そうした場合にはどの程度までが限度なのかということ、企業任せでやるといっても一つの方法かもしれないけれども、石油全体の需給計画という立場からすれば、大体この程度くらいまでだったらいいのではないかと、この目安がなければならぬような気がするのである。

そうでなくて企業任せということになりますと、一昨日あたりから随分議論されておりますように、これからさらに今までの過剰設備の廃棄処分をどうするかということが出てくるのだし、このことによってもいろいろ影響が起きるということになればまたそれに対する対応も考えなければならぬ、こういうことになってきそうなる気がするので、全く許容量を考えてないというところになった場合には、法律案の關係からするとどうも矛盾するのではないかと気がするのですけれども、その辺、どうなんでしょうか。

○島山政府委員 まず、海外が、日本がある程度の量を輸入しないと納得しないのじゃないか、量的な要請があるのではないかとこの点に關連してございまして、この間のIEAの關係理事会で決まりましたのも、市場メカニズムにのっとって輸入を拡大することが必要だという合意でございまして、したがって、市場メカニズムにさえたのっとっておれば量的なことは結論としてはそうとやかく言わないという感覚で私もはとらえております。

とつてもっとたくさん輸入が行われてしまつて雇用面等に甚大な影響が出るのじゃないかという点の御指摘でございしますが、確かに御指摘のような懸念は、全く無秩序に輸入を行うことにいたしますとそういうことにならうかと思うのでございまして、この法案は一応精製装置などを持った——結果的に精製装置を持った適格な輸入主体というものが輸入をいたすことになりまして、おのずからその企業の自主的な判断の中で市場メカニズムにのっとって適正な輸入量というものが決められていくのだらうというふうに考えております。そういう面では、雇用面その他に對する懸念も一応このように形をとらせていただければ非常に減ずることができると、また運用面としましても、その辺に問題がないよう十分努力してまいりたいと思っております。

○奥野(二)委員 私は、今の精製設備能力あるいは貯蔵能力、品質管理能力、こういう三つの条件を持った業者にやらせるといふことについては、是非は別にしてもわかるのです。だけれども、今言われておるように市場メカニズムというものが沿つてくれれば量はそんなに大きな問題にならないのだ、仮にそういう前提だとすれば、そういうことは国内の精製設備がさらに余るということに對する影響がないというところにたつたが、よくよく考えていくとどうも思ふのです。そうすれば、業者を絞るといふことだつて矛盾が出てくるのじゃないかという気がするのです。

私はこういうふうに理解している。ある程度国内の業者の安全も守らなければならない、それから安定供給ということについても消費者の立場から守らなければならない、そういう可能性があるからある程度条件付きの自由化ということにするのだらうと思ふのです。そうすれば、可能性としてはそういう影響があるのだということでしょう。国内の精製設備がさらに過剰になるのじゃないかという可能性はある、それに伴つて雇用している方々にも影響を及ぼす、そういうものがあるからそれをある程度抑えるための措置ということである

者もある程度絞つていく、こういうことだらうと思ふのです。

そうすれば、当然その中からは万が一最悪の場合にはそれはどうしますという一つの計画というものが出てきていなければならないのじゃないかと思ふのです。そのときそのときという対応の仕方もあるかもしれませんけれども、やはりあらかじめこういうことについてはこうやるのだ、そういう対策だつて当然立てておかなければならぬ。一昨日の質疑を聞いておりましたも、その対策が必ずしも万全の態勢になつていないのじゃないかなという気がしてならないわけですね。

例えば精製設備なんかの關係についても二割くらい過剰で、しかもその中でも今大体六〇％くらいの稼働率だ、こうなつておる。そうすると、幾らか輸入をしてくれる、輸入して、それが直接精製設備の方に影響しないというのは、先ほどお答えもありましたけれども、そんなことはないと思ふのです。自社でもって精製能力がもう満杯だということとは別だと思ふのです。だけれども、そうでないところだつたらさらに製品を輸入することによつては設備が遊ぶということに当然なるわけですから、そうすればそれに対する影響も出てくる。これが五年で済めばいいけれども、あるいは十年くらい先まで延びるということになりますと、これは設備というもののについても遊ばせておくわけにはいかないと、このことになりまから、そうすれば何らかの手だてを講じなければならぬ。

そういう場合にはどうしてやるのか。それからそれに伴つて雇用關係についてはどうしてやるのか。こういうことをあらかじめ想定をして対策を立てておくということをやらなければ、万が一大きなことになつたときに手おくれだということでは困るのではないかと、この感じがするわけですね。雇用対策なんかについても随分議論をされてきておりますけれども、国の都合だということじゃなく、いかにもしれませんが、我々から見ればそういうことのように映るわけですね。国の都合

だ。それは国際的な圧力があるにしても何にしても。そういうものでやるときに、今までの例では、企業というところについては大変全面的に考えてもらえなければならない、そこに働く人たちの状態というところになるとどうも二の次になってしまっているという感じがしてならないわけですね。

今まで政府が手をかけたもので雇用対策に相当力を入れているなど思うのは、効果があるかどうかは別にして、今の国鉄の再建問題。これは政府の方にも対策本部をつくる。これはまあ人間が多いうちも十二万人くらいです。しかし、人間が多いうちが少ないうちが影響を受ける労働者にしてみれば同じことなんです。

私の地元のすぐ隣の町でも、前回設備廃棄というところでやられてまして、そこに働いておった人々にはみんなどこかへ行ってしまった、こういう状態なんかがあつたわけですから、そういうものもある程度想定をしながら、それじゃどう対応していくか。これは企業だけで考えればいいとかというところにはならないと思うんですよ。そういうような対策ということだつて考えなければだめだ。そうすればある限界というものはどうしても想定しておかなければならないと思うんですよ。

数量的にどのくらい入れたらいいのか。これ以上入れたらもう日本の石油業界が大分危なくなると、そういう数値というものがあつた程度あるんじゃないかと思うんですね。発表できないなら発表できなくてもいいのだけれども、例えばそういうものを想定して考えておられるということであつたらば私はそれで理解はするわけですが、そういうものが全くないんだということになると何となく危なっかしいような感じがするものですか、その辺のところはどうなんですか。

○岡山府委員 設備処理などをいたしますというところ、そういう構想改善を進めますことが、御指摘のようにその地元の地域経済とか雇用とかそういうものに大きな影響を与えることは事実

でございます。

そこで、そのこと自体につきましては、無論企業としても雇用の問題について十分の努力を払っていたらどうかと同時に、私も政府といたしましては従前からのそういう雇用の問題が生じたときの措置を講じていくことはもちろん、この石油につきましても今回新たに六十一年度の予算といたしまして、今の問題とは直接関係はいたしませんけれども、例えば技術開発を通じて石油の需要の高度化を図っていく、そういうところでまた雇用の確保もしていくという予算も要求いたしております。また製油所の跡地利用という面でも、そこで跡地が利用されますればおのずからまた雇用が確保されていくわけでございますので、そういう面でも予算を要求いたしているところでございます。

○奥野(一)委員 ちょっともう時間が余りありませんので、この点だけ強く申し上げておかなければいけないと思うのですけれども、企業の場合には、もちろん経営者にしてみても自分の企業を何とか守ろう、こうなりますね。それは雇用されている労働者もいるわけですから、そう大つぱらに労働者に圧迫をかけるということとはなかなか難しいと思うのですが、こんなことを理由にして、いや、政府の方針に従つて石油製品の輸入をやるんだ、やらなければならぬんだ、だから一定の量の輸入をやる、そのことによって設備が過剰になったとか、今過剰のものにさらにプラスされて過剰になる、だからある程度また人も減らさなければならぬとか、働く条件を例えれば下げなければならぬんだ、そんなような理由に転嫁をされてくるおそれを私も感じてはいるわけなんです。

今までのこういうやり方を見ていると、企業なんかの場合にはそういうのが非常に強い場合がある。こういうことを理由に持ち出されてきたものでは、働いている人にしてみたらまた違ったものじゃない。だからそういう意味でも、万全の対策はきちつとやっていますよ、雇用上不安は与えま

よ、そういうことを今はっきり示してやらないと、今までの御答弁ありましたように石油の見通し自体が不透明なんだ、そうなつてくればますます不安感を持つわけでありまして、政府の方でこういう法案を出す以上は、一番最初に申し上げましたように石油製品の輸入ということだけ目を向けるのでなくて、それにつれていろいろ影響をすることにも目配りをして体制をつくらなければならぬ、これが私がきょう特に主張したかったことでございます。

時間の関係がありますので、あと一、二お尋ねをさしていただきたいと思います。

価格の問題ですが、これも随分議論されてまいりました。一般的に言つたら、安いのが入つてくれば価格は下がるというところは当然だと思つておられると思うのだけれども、実際はそうはいかない。そう簡単に価格が下がるというふうな状況でないと思うのだけれども、逆に今石油業界ではガソリン値上げについて指導しているというのですか、そういうことをやられているようなことが言われておりますね。今ガソリンが乱売になつてきているというのだけれども、そういうスタンダードななかに対して幾らか値上げをして売れ、報道だと大体七円くらい上げてほしいんだというような動きがある。これはおかしいのではないかと、いう指摘もあるわけですが、この価格について、一体どういふふうになるのか。せんだつて電力の社債の議論のときには、一円の円高が続きますと九電力で年間大体百二十億ですか、ある。

石油なんかの場合には一年間続けば一円で四百五十億ぐらいですか、そのくらい円高差益が出る、こうなつてはいるわけですね。だから、価格の問題についての見通しは、やはり一般論として下がるという見方をするのが当然なのではないかというところになるのか。

あとのものもちょっと続けますけれども、そういうことがはつきりしないと、この法律をつくつて、一体国民にとっては何がメリットになつてい

くのかということが何も出てこないのですよ。例えば業界も余りうまくいかない、それから働いている労働者にも余りいい点がない、一般の国民、消費者に対しても、価格も下がっていないんだとなると、一体この法律は何だ、単に外国の圧力だけによって、決て政府がこの法律案をつくつたというだけのことよりPRされていくかないのではないかと、おそれを持つわけですが、その辺含めてどうでしょう。

○岡山府委員 この法律を制定することに伴う消費者の方なりあるいは雇用の面、それから石油企業の面、そういう各方面のメリットはどういうものなのかというお尋ねであらうかと思つておられるわけですが、これは申し上げまして、この法律が成立いたしますれば、特定石油製品の輸入というのは、一般的には不安定になりがちで途絶えたり何かするわけでございますけれども、そういう数量面での安定供給が保障される、それから品質面での不安定性も除去されるということで、国民経済的にメリットが発揮されるものだと考えております。

やや具体的に申し上げますと、まず石油産業でございますけれども、これは経済性のある輸入の実現ということで、長期的にはコストダウンの余地を生むわけでございます。また、他方一層の国際化というものを通じて産業体質を強化していく、そういうメリットが考えられるわけでございます。

それから、雇用の面でございますが、これは確かに、御指摘のように無秩序な輸入を行つて雇用不安の発生というところになるわけですが、結果的に精製業者が輸入をするという本法案の内容になっておられますので、したがひまして、そういう雇用不安はとりあえず発生を防止できるということが一つ。それから、先ほど申しましたように、産業の体質改善が進みますれば、これは長期的に見れば雇用の長期的な安定につながるといふこともございます。また、別な話ではございますけれども、輸入業務というの、適

格な輸入主体によって実施されるわけでございすから、そういったところでも雇用ということも期待されるということがあろうかと思ひます。

また、消費者でございしますが、この適格な輸入主体による輸入が実現いたしますと、品質面での保証が確保されるということでもございすし、先ほど申しましたような量的な不安定性も除去される、さらに長期的にはコストダウンの余地の発生ということもございすので、価格の安定化ということにも寄与するわけでございすから、そういったメリットも享受できるのではないかと、もう一度考へておるところでございす。

○奥野(一)委員 時間になりましたので、最後にちょっと大臣の方からお答えをいただきたいと思ひますが、今数量的な安定供給というあれだけども、ここが私わからないのです。どの程度輸入していいのかわからないのです。何れも出ないわけですから、各石油業界の方に任せるわけですから、それはわからないわけですね。事後的な措置だ、こういうふうに先ほど言われているのであつて、果たして本当に数量的な安定供給になるのかどうかということについては、これではちょっとわからない。

だから、先ほどから言っているように、本来であれば、今百なら百の原油を日本に輸入して、そこでいろいろな製品をつくっている。今度は、例えばそのうちの一個の、十なら十ぐらいまでは製品を輸入してきて設備や雇用、労働にも影響を与えないし、ある程度までは価格の引き下げにもつながるとかという全体像が出て、国民の皆さん方に、こういう状況もありますから、この法律案でもって、条件付きの自由化だけれどもやらせていただきますよということなら、透明でわかるのですよ。非常に国民にはわかりやすいということになる。

ところが、これだけでは、さあ先行きどうなっていくのか、一般の国民はつかめないのではないですか。あるいは働いている労働者だって、そのことによって自分たちはどういう影響が来るの

かわからない。石油業界の方だってやってみなければわからないとか、消費者も、入ってきてみて実際に買ってみなければわからないということだけでは、やはりこの法案は、ただ外国からの圧力だけで出されたものなのか、日本はもっと積極的な姿勢になつていないのかという感じがするだろうと思ひます。そういう面も含めて、大臣としての所信をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○野々内政府委員 実は、御指摘の点、私も輸入を開始するということを考えたときに一番心配した点でございすが、一つ考えられますのは、政府が一定のめどをつけて輸入の量を定めるという方法が当然考えられるわけですが、これは、私も、国際的な自由化あるいは日本国内における制限の緩和ということを考えますと余り好ましくないし、例えば今アメリカの場合にはガソリンの輸入シェアが四割でございまして、最近急増しているということでも輸入制限運動が起ころうとしますが、四割を超えたからといって輸入制限をしなければならぬかどうかという判断をするだけの証拠も私も今持っていないわけですね。

そこで、最もいい方法というのは、現在国内に對して安定供給義務を實際上負っている石油精製会社、これに判断をさせてはどうかということにしたいと思つたわけですね。そこで、国内精製会社が自分の会社の設備の利用率あるいは需要家、それから雇用、いろいろなことを考えまして、この程度を輸入すれば最も会社として効率がよいというものを計画をつくり、それを我々に提出をいたしまして、通産省が各社からヒアリングをし、すべての会社のもをトータルしてみまして、その上で、通産省がつくっている石油供給計画との整合性を調整をして、そして輸入を行わせる、これによって全体としての石油製品の安定供給が確保され、また、それぞれの石油会社における効率性あるいは雇用が事実上配慮される、こういうようなことを考えましてこの法案を提案申し上げたわけにございまして、これによりまして輸入が行

われ、かつ安定供給、その他の問題についての対処が可能ではないかと思つております。

もちろん、今回初めてこういうことをいたしましたので、いろいろな不安要因もございすが、これにつきましても、徐々に、實際上解決をしていきたい、かように考えております。

○村田国務大臣 奥野委員にお答えいたします。先ほど来の御質疑によりまして、この法案についての奥野さんの疑問、そしてまたこれはどういうメリットがあるのかというような立脚点は、私は非常によく理解することができます。非常に正しい見方であると思ひます。

本来、国民にとってプラスになる法律案でなければ制定する意味はないのでありまして、そしてまた、そのために、いかなる観点から見てもいいかということも重要でございす。個別の問題は、長官あるいは石油部長から非常に詳細にお答えがなされたから、これでは尽くされておるような気がいたしますが、まず、これによって国際石油市場に対する日本の対応の姿勢が非常に引きあふるわけですね。このままでおつたのではいいわけですね。御承知のように、これはもう先日の御質問で御承知のように、国際石油情勢が日本にとつて非常に厳しいというところから、まず、これで製品輸入の道をしっかりと開くこととありま

す。そして世界の中における石油供給のあり方という意味で、安定供給が確保される。そしてまた、これは制度でありますから、法律そのものの中に数量その他が入らないのは当然であります。が、そういう実態は、今長官が申し上げたような方法によって進めていくならば、これは消費

者、つまり国民にとつても必ず中長期的にプラスになる。そういう意味で、まず制度を開き、世界の中で、石油を外国からの供給に専ら頼らなければならぬ我が国としての姿勢を明示するとともに、それによって石油業界の国際的な競争の中におけるあり方というものが規定をし、そして国民そのものにもプラスであるということであればこの法

律案は国民にとつて非常に役に立つ、いい法律案になるであらう、こういうことになると思ひます。

ただ、暫定法という建前でありまして、五年間の暫定期間の間に、今後の石油、その他あるいは国際情勢を見きわめながら判断をしていく、このこともひとつぜひ御理解をいただきたいところでございす。

○粕谷委員長 これにて奥野一雄君の質疑は終わりました。引き続き、小沢和秋君の質疑に入ります。小沢君。

○小沢(和)委員 久しぶりに商工委員会へ質問させていただきますので、よろしく願ひします。まず最初に、総論的なことを、主に大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

先日、この法案が提案されましたときに、大臣が提案理由を述べておられるわけでありま

す。その中で、「特に、中東における輸出用製油所の完成等により中東産油国からの輸出は今後増大するものと予測されております。これをいかに円滑に輸入するかは現在石油消費国各国共通の課題となつており、特に我が国に對する輸出圧力は近年とみに強くなつてきております。」ということが述べられていたわけですね。

お尋ねしたいのは、法律をつくるというのは、私は、国民の立場から見ると必要な法律をつくるということではなければならないと思ひます。が、輸出圧力が非常に強くなつてきたということ

が、この法案をつくる契機になつたとすれば、私はこれは日本の国の自主性にかかわるような重大な問題じゃないかと思ひます。果たして日本の国にとつて国民にとつてこの法律というのが必要であつたからつくられたのか、輸出圧力にどうして

は、国際石油情勢の緩和とか石油製品貿易の拡大傾向等を背景として、一つの頂点になったのはことしの七月のIEA閣僚理事会でありましたが、あの際に、欧米あるいはオーストラリア等を含めて各国の意向が、ぜひ日本に石油製品の拡大を要請するというものであった。それを受けて石油審議会による検討を経て今回の法律案ということになったわけですが、その意味においては動機はまさに国際的な石油事情だと思えます。

しかし、このままに放置していたら石油の安定供給を図ることができない、国際国家日本としての責任が果たせないという意味においては、これはまさに日本にとつての大事な課題だということでありまして、それと同時に、石油の安定供給を図ることができ、また石油供給体制というものをしっかり確立することができれば、それは石油という製品は産業あるいは国民生活にとってなくてはならないものでありますから国民のためにもプラスになる。つまり、国際的にもプラスであり国内的にもプラスである、こういうことだと思えます。

○小沢(和)委員 私は、石油を供給するのは中東であるとかその他産油国だと思つては、産油国の方から、自分のところでこういう製油所ができて製品を大量に輸出しなければならぬようになったから日本が引き取つてくれという要請が来ているのであれば、今後もそういう産油国と円滑に貿易を続けていくために配慮をしなければならぬというようにならなければならぬ。ですから、どうも今も欧米、オーストラリアなどというふうなお話で、アメリカあたりに石油が出ないことはないですけれども、これは普通産油国とはちよつと言わないでしょう。だから、私はそういう意味ではこれは大変納得のできない話ではないかと思うのですが。

○村田国務大臣 その見方もわからないことはないのですが、しかし現在の石油というものの世界の経済に与える大きな力ということからいえば、今委員の言われた見方は非常に短絡的な見方で

あつて、もつと国際的な広い立場から見るのが本當の考え方だろうと私は思ふのです。

というものは、この取引は産油国と日本との取引ということではなくて、石油の国際的な需要供給の事情というものを背景にすることがありますから、したがってそれは例えば中東地域における石油製品の増大ということが一つの引き金になったとしてもいいが、回り回って世界各國に非常に大きな石油の安定供給体制についての決定を迫ってくる一つの要因である。そういう意味では、IEA理事会が一つの頂点になって日本がこういう決定に至つたことは、単に産油国と日本の関係ということのみではなく、世界的な石油事情等の日本に与える影響、そして世界各國と日本との関係、そういうことが基本であると思つております。

○小沢(和)委員 今大臣は、世界的な石油情勢が日本に与える影響というふうなことをおっしゃつたのですが、この世界的な石油情勢というのは今のうちに製品の供給過剰をつくり出したのは果たしてだれなのか。私が承知しておりますのは、あの中東の今問題になっている輸出の製油所というのも大体欧米のメジャーが現地と合併をしてつくつていふようです。世界的に今輸出をしなければならぬというところで追はれていふ製油所は、ほとんど大体そうでしょう。

そうすると、自分たちのもうかるという思惑で、今世界的には石油需要が非常に停滞を起しているというふうな言われている時期に、わざわざそういうような製油所を自分の思惑でどんどん勝手につくつてそれがあふれるようになった。さあ世界的なあふれる中で、自分たちがつくつたからというところで欧米の諸国だけで引き取つておつたのではとても間に合わないから、日本という市場も大きいから日本も引き取れ。これは私は全く向こうの勝手な理屈ではないかというふうに思つてならないのですが、いかがですか。

○島山政府委員 御指摘のように、中東の輸出専門の製油所が、今おっしゃつた外資というかメ

ジャーとの合併によつてできていることは事実でございますが、他方、中東の輸出専門製油所というものは、中東の石油の付加価値をできるだけ高くしたいという中東諸国の願ひによつても生まれたいわけではございません。したがって、メジャーだけがあふれさせたということではなくて、中東諸国もそれを製品として売りたいという要請があつたことは一つ補足させていただきますと思ひます。

また、この措置に対する中東諸国の評価でございますが、公式な論評は寄せてきておりませんが、私ども、私も非公式に接している段階では非常に高い関心を持ち、評価もいたしておるところであるというふうに考えております。

○小沢(和)委員 今そういうふうな言われても私は納得できないのです。確かに産油国も、もつと製品にして高く売れるようになりたいという要求は私もそうだろうと思ふ。しかし、今世界的に非常に供給過剰の状況にあるときに、こういうものを世界各地でつくつたら大変なことになるといふことは、それこそメジャーなど世界的な規模で商売しているのですから、一番よくわかる。だから、そういうようなところはその段階でそういう産油国などもよく相談して、今日のような状態をつくらぬようにしたら、私は今のようない問題は起こらなかつたと思ふのです。だからその点では、私はこれは日本に対してしりぬぐいを押しつけてきていると思ふのです。

それでこの問題について、ことしの九月二十二日付の毎日新聞が大変注目すべき記事載せております。これはワシントン発なんですけれども、「通産省はガソリン輸入自由化について米政府との間で非公式に協議を続けてきたが、米側は、石油精製業者だけにガソリン輸入を認めるといふ条件付きの自由化方針を了承したため大筋で決着することになった。この合意は二十日ワシントンで開かれた日米エネルギー作業部会で確認された。しかしスタートの時期は、日本側が来年四月からを予定していたのに対して米側は今年十一月から

の繰り上げ実施を迫っている。」こういう記事です。

私は、これを読んで非常に不愉快な気分になったのです。日本がどうするかということについて、一々アメリカとこういうような作業部会というのを持ち、そして石油精製業者だけにガソリン輸入を認めるといふような手法で法律をつくるからひとつ了解してくれ。これはもう全く主権を持った独立国家が自分の国の政策を決める態度ではないのではないかと私は思ふのです。大臣どう思ひますか。

○村田国務大臣 世界が広がつてきておりました、一つ一つの政策の決定にその経済関係の非常に強い相手国と十分協議をしなければならぬという事情が一つ一つの製品について出てきておる時代だと私は思ふのです。そういう意味で、日本だけで政策を考え、日本だけで政策を決定するというのは、国際国家であるという立場から言えれば、もうそれが非常に難しくなつておる。まして日本は非常に資源が少なく、その少ない資源を諸外国からの輸入に頼つてそれを加工をして貿易で輸出をしていくという一つの経済体制をとつておりますから、そういうことから言えれば、非常に密接な関連を有する相手国との折衝をいろいろ持たなければならぬというのは当然でありまして、私はその意味で言えれば、今日の日本の政府のとおつております対外的な貿易の協議というものは必然的なものであり、また必要なものである、このように考えております。

○小沢(和)委員 相談をするなということをおっしゃると思ひますが、私も、しかし、相手と協議をしたり相談をしたりしても、日本は自主的に決定すべきことはきちんと決定するということを買いてもらわなければいけないと思ふのです。私は、最近のいわゆる日米貿易摩擦問題などを見ておつても、日本が非常に言うべきことを言わない、どんどん一方的に譲歩をしているという感じがしてならぬのです。それでも日米貿易摩擦なら、これは日本が売り



過ぎて相手が困るという直接の関係です。ですからこれはまだしも、今度の場合は、日本は言ってみれば全く関係なかった話のはずなんです。直接には、それを、世界的に見て石油製品の不況が非常に深刻になってしまったから日本も何とかしろというわけで、頭ごなしに何とかしろという圧力がかかれて、それでへいこらしてやったのだ、これは本場に主権国家としては情けない状態だと私は思うのです。その点については、私はもう一度そのことを強く指摘をしておきたいと思ひます。

次に、各論的な問題を申し上げたいと思うのですが、一つは輸入の見通しの問題であります。

今申し上げたようなことから、一部の非常に販売力の強い大手などを除くと、大体は石油各社も本心ではこんなものは引き取りたくないというところじゃないかと思うのです。だから私は、おとといから当局が言われているような、各社をヒアリングをしてその考え方を尊重してこの石油供給計画の中に製品輸入を織り込むという程度の考え方は、これは非常にわずかな数字しか出てこないのじゃないか。そうするとまた、これは新たな摩擦の種になりかねません。この辺についてはどういふふうな見通しをお持ちですか。

○農山政府委員 一昨日もお答え申し上げましたように、適格な輸入主体による輸入ということにいたしました。企業ごとに各種油種の得率に差もございます。第一には生産構成とその販売構成の差を埋める必要性がございます。それから季節的な変動をカバーするための必要性もございます。それから定期点検なんかもございまして、そういったことをカバーするための必要性でございます。か、あるいはある程度の量のガソリンが輸入されることは、これは間違いないと私は考えております。

そういった量のときに、国際的な批判があるのではないかとご心配しますが、これは先般のIEAの閣僚会議のコミュニケにおきましても、市場の需給の原則を通じて国際的な製品貿易

が行われるようにということが合意されたわけでもございまして、したがって、一定量を高くても需給原則に基づかないのに輸入をしないという国際的な批判を受けるというふうな事態にはならないであらうというふうにご心配をしております。

○小沢(和)委員 十一月一日の日刊工業新聞に「石油精製各社は通産省に対し石油供給計画に基づき半強制的に輸入計画を提出し、実行しなければならぬ」と云々というふうな書き込みがあるんですね。半強制的という言葉がここの中に入っているのです。だからさっきも申し上げたように、本心では多くの石油各社は余り入れたくないと思っているけれども、しかし通産省が国際的な圧力がある中でこれは相当のことをやってもならなければ困りますよということ、かなり、それこそ業界紙が半強制的と書くぐらいですから、相当のことをやっているということじゃないのですか。

○農山政府委員 輸入計画につきましては、各企業の自主性を尊重したいというふうに思っております。強制的とかあるいは半強制的とかいうことでプレスミス・カンズムに合わない輸入を強制しているというふうな考えはございせん。

ただ、御提案申し上げておりますように、この法案の中には「特定石油製品輸入業者の努力」という規定がございまして、これは国際的な石油製品市場の動向に応じて円滑な輸入に努めなければならぬというところでございまして、国際的な石油製品市場の動向に応じている限りにおきましては円滑に輸入に努めていただきたいと思います。御説明申し上げましたように、割高なものを無理やり輸入するように強制するとか半強制的とかいうことを意味しているものではございせん。

○小沢(和)委員 この法律の第十条には、この業者の輸入のための努力をわざと怠らなっているわけですね。こういう規定も余りないんじゃないかと思うのですが、私は今の話と関連させて言え、嫌々ながら計画を立てさせた、そしてこれを

実行せよということであつた方が迫るためにこの第十条というのを置き、さらに必要があれば勧告もする、こういうふうな仕組みをつくり上げたんじゃないかというふうにご心配をされるのではないですか。

○農山政府委員 この御指摘の第十条は「円滑な輸入に努めなければならない」というふうにご心配をされて、これは無論国際的な石油動向を見ながらプレスミス・カンズムに合えばできるだけそれを輸入するということ、そういう意味も含まれておりますが、同時に国内面におきましても、雇用とか需給とかそういったことと大きな摩擦を生むことなくという思いを込めて円滑というふうな書いているわけでご心配をされて、したがって書いて無いては海外の言い分だけを聞いて、そして各企業にどんどんどんどん輸入しなさいと申し上げようということではございせん。

○小沢(和)委員 それからおとといからの議論を聞いておりますと、海外のガソリンは安いということとガソリンが盛んに議論の対象になっているんですが、今回、製品輸入の道を開くという点では灯油、軽油などもあるわけですね。すると製品というのは当然これは連産品ですから、ガソリンだけじゃなくてそういうふうなものもあるという出でくるということになると、日本はそっちの面でも引き取れという話が出てくると思うのですが、こっちはどうでしょう。

○農山政府委員 灯油と軽油につきましては、まだ灯油でございまして、これはフランスに申し上げて海外の輸出余力が必ずしも明確ではございせん。それから、海外で入手し得るものと、我が国での室内で燃焼させるというふうな使用形態とが異なるということもございまして、海外で今入手できるものを国内用に直しますと、コストがかかるということもあります。ですから、かなり輸入の余地は限られてくるのではないかと、いうふうに考えております。

それから、軽油につきましても、ガソリンほど多くなるというふうなことはないんじゃないか、

海外の価格差なんかの問題もありまして、当面輸入が余り多いというふうなことはないのではないかなというふうにご心配をしております。

○小沢(和)委員 では次に、製品の輸入の国内への影響について少しお尋ねをしたいと思います。

これも大分議論はなっておりますけれども、海外から安いガソリンが入ってくるようになれば、国民は安いガソリンを買うことができるようになるだろうというふうな期待するんじゃないかということが言われたんですが、しかし、輸入業者がこういうふうな限定をされているということになりますと、中間でその業者が大体安くてい部分はとってしまつて、実際には末端では余り値が下がってこないんじゃないかということが一つの懸念としてあります。この辺についてはどういふふうな見通しをお持ち、また指導をされ、そして安いものを入れたときは必ず安く出るように入流通機構をつくっていくのか、この辺をお尋ねします。

○農山政府委員 御指摘のように、適格な輸入主体による輸入ということに限定をさせていただきます。というふうに本法案でございまして、安いガソリンが入りまして、直ちにそのまま国内に出回るといふことはないということでございます。ただ、安いガソリン、経済性のあるガソリンが入るといふことは、そういった企業のコストの低下要因になりますので、したがって、長期的には価格の安定要因、そういったものになる、また、ならねばならないというふうにご心配をしております。

○小沢(和)委員 どうも今の答弁でも、やはり安いガソリンが消費者に渡るという保証はないように思ふんですね。次の質問は、ガソリンをもし相当の量輸入するということになりますと、国内の製油所で得率を調整したりして、ある程度はほかの品種に振り分けたりするということをするにしても、やはり灯油などが生産量が落ちてくるということも考えら

れる。そうすると、この灯油が今度は値上がりするのではないかと心配も起ってくると思うのですが、この点はいかがですか。

○島山政府委員 この法案は、御指摘の点を踏まえて所要の条件整備を行おうというものでございまして、確かに無秩序に輸入を行おうということにいたしますと、今御指摘のように、輸入に伴って国内のガソリン生産が減り、そしてそれに伴って灯油の生産も減り軽油の生産も減る。減ったままということになり得るわけでございすけれども、本法案では輸入主体を適格な輸入主体に限定をいたしまして、結果的には精製設備を持つていて、そして今申し上げたような場合には得率調整をして、ガソリンの国内生産は減るかもしれないけれども、例えば灯油の国内生産は減らないというふうな状況にすることを期待いたしているわけでございすので、御指摘のような懸念はないものというふうに考えております。

○小沢(和)委員 いや、あなたが言われるように灯油などについては不足を来さないようにしたいというのであれば、今九月の末に六百七十万キロリットルの備蓄をしなきゃならぬという一つのたがはめてありますね。これを今度外してしまつて切り下げよという話があるんですけど、けれども、そういうことはしない方が消費者としては安心できるんじゃないですか。これを外してしまえばどうしても生産調整がそこで踏み込んでできるよになつてしまふということ、国内の品薄、灯油の値上がりということが避けられなくなつてくるんじゃないでしょうか。

○島山政府委員 去る九月十二日に出されました石油審議会の石油部会的小委員会の中間報告におきまして、御指摘のように灯油の今の六百七十万キロリットルという備蓄の問題につきまして一つの提言が行われたことは事実でございます。ただ、こゝでうたわれておりますのは、そういった灯油の在庫を確保していくというその制度自体は、これはやはり堅持していく必要があるということでございます。その水準につきましては消

費者の安定供給確保に十分配慮しながらある程度引き下げていいのではないかとこのことを言っておるわけでございす。

こう言っております背景をいたしましては、国内の精製設備の高度化ということがございまして、昔と違って、灯油の不足が生じたときに弾力的に灯油を生産できるように設備が高度化をしていくという状況もあるから、したがってその六百七十万キロリットルという水準をかたくなに守っている必要はないのではないかとこのように言われたものと理解いたしております。

そこで、政府といたしましては、こういう提案もいただいたことを踏まえまして今後どういうふうに判断していくか、慎重に検討いたしてまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 製油所の精製設備が高度化したから九月の末にこの六百七十万キロリットルという備蓄を持つていなくてもかなりカバーができる、こういうお話だつたと思ひますけれども、しかし現実には毎年のように消費者との間では、ことしもまた灯油は値上げになるか、品薄かどうかというふうなことがしつちゅう問題になるわけでしょう。そういうことがこの数年全然ありませんでしたというのだったら、私もまあそうかなと思ひますけれども、やはり毎年そういうようなことをやられていくのですよ。だから、今こういうような枠を取り払うというのは、これはガソリンをうんと輸入できるように、そのためには国内で全体として生産を抑えなきゃならないという事態も考えられるので、こういうふうにしたとは思ひえないのです。

○島山政府委員 今あなたのお話では、慎重に検討してまいりたいということで、政府としてもこういう方針を決めておるといふふうにはまだなつてないというふうな聞こえなんです、それであれば、私は、政府としては現水準を維持するということとで検討していただきたいのですが、もう一遍お尋ねしておきます。

ように、中間報告はそういうふうに出ましたけれども、政府として態度を決めないというの事は事実でございます。今後、中間報告を踏まえまして慎重に検討をいたしていきたいと思つております。

○小沢(和)委員 もう一つ国内で今度の措置が大きな影響を与えると思ひますのは、企業間格差が石油各社の間でこれを契機にして急速に拡大するんじゃないか。生産力よりも販売力の方がすぐれている各社が、いわゆる業販物じゃなくて海外の安いものをこの機会にどんどん入れようということ、現にもう動き出しておりますね。そうすると、そういうようなところはそれですすすアを拡大していく、ところがそういう業販物で今までやりくりしていたようなところはそれもできないということ、非常に行き詰まってくる、そしてまたそれが契機になって乱売合戦でスタンダードもつぶれていく、最後には製油所があつちこちでつぶれる、こういうような事態になるのではないかとこの措置の帰結として我々は一番心配になるわけです。そういうふうになりませんか。

○島山政府委員 国内の適格な輸入主体による製品の輸入ということとを本法案としては目的といたしておりますので、ただいま御指摘のような事態を招かないように、生産計画その他の運用につきまして遺漏なきを期してまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 招かないようにと言っても、おとといから議論になつていふように今でも七十万から百万バレル分ぐらいは製油能力が余つていふ。だから、これをつぶしていかなければいけないというところが今でも問題になつていふわけでしょう。これにさらに外国からの製品を上乗せしなければならぬということになつたら、そういう事態というのはますます進行せざるを得ないと思ひます。今までは休止ぐらいでいいのいいです、今度は恐らく製油所ごと廃止というふうな深刻な事態を予想しなければならぬんじゃないか

ですか。一つの製油所がつぶれると、それは規模にもよりますが、おおよそどれぐらいの労働者とその家族が失業することになりますか。

○島山政府委員 規模にもよりますので一概に申し上げられませんが、国内の石油精製業の雇用というものは、石油精製業に限つてでございますが、今おおよそ二万人ぐらいでございます。それで精製業の数が三十ぐらいでございますので、単純平均いたしますれば二万を三十で割つた数、そういうことにならうかと思ひます。

○小沢(和)委員 いや、あなたが今言つておられるのは直接本工として雇つていふ人たちの数でしよう。構内で直接働いていふ下請関連の労働者もいる。それから、構外でもっと広い意味で間接的にしるそこ依存している人たちもいる。こういうふうな人たちも合わせたらどれぐらいになりますか。

○島山政府委員 恐縮でございすが、元売の販売の関係をとかを合わせると四万ぐらいになると思ひますけれども、ただ、今御指摘の下請とか関連地域企業とかといったものを含めてというの、下請企業の契約関係でございすとかさういった定義がはっきりしないこともございまして、私も数字としてははっきりしたものは把握いたしてございせん。

○小沢(和)委員 実際には一つの製油所がつぶれば、直接間接を含め、家族を含めたら、私は、どう少なく見ても四千、五千、あるいは一万に近いぐらいの労働者と家族に失業というふうな深刻な事態をもたらすんじゃないかと思ひます。そうだとすれば、私はそういうような事態だけは何とかして招かないような努力をしてもらいたい。また、そういう事態になつた場合の対策も、あなた方は七十万から百万今でも余つていふわけですから、どうしても真剣に講じていただかなければならぬわけですが、その対策はどういうふうになつておりますか。

○島山政府委員 雇用面での不安を惹起しないた



めの対策でございますけれども、まず、当該企業におきまして雇用面に遺漏がないように万全の配慮を払うということが大原則でございます。また政府としまして、雇用面に問題が生じないように行うべき所定の支援を行っていくということにいたしております。

例えば製油所を仮に閉鎖いたしましたとしても、その跡地の利用の面で雇用がなくなっていくように跡地利用のための支援措置を講じていきますとか、あるいは退職が生じた際にそこで十分の手当てが行われるようにしかるべき助成を行っていきますとか、そういったものもその対策を準備しているところでございます。

○小沢(和)委員 もろもろの対策というふうに言われたけれども、実際には今伺っていても極めて抽象的。私は、その程度の対策でもし製油所がつぶれるというような状況があつちこちで起こつたら、もう大変なことになると思うのです。こういう押しつけ輸入というものは最初申し上げたように我々として納得できませんけれども、とりわけそういう事態が万が一起こったときの対策については、もっとも真剣に今から取り組んでいただくことを望んでおきたいと思ひます。

それで、法案に関連して私がこの機会にもう一つお尋ねしたいと思ひますのは、石油備蓄の問題であります。石油備蓄が現在国と民間と両方で進められているわけですが、これまででどれくらいのお金を使つて、どれくらい蓄積をしているのか、今後幾らくらい使つて、最終的にはどういうことにならうと思ひているのか、現状と展望についてごく簡単に御説明ください。

○島山政府委員 石油の備蓄で今まで使った資金をごく簡単に申し上げますと、国家備蓄と民間備蓄とあるというお話でございましたが、まず国家備蓄でございますが、六十年代まで一・四兆円くらいであつたと思ひます。民間備蓄につきましても、数え方がいろいろ難しゅうございますけれども、国の助成による資金融資額という単位で考えますと一兆円ということであつたと思ひ

ます。

それから、今後の資金の投入見通しとかんといふことでございますが、国の備蓄計画で考えてまいりますと、原油の価格の動向とか為替レートの変更とかそういった変更要因もございまして、概ね申し上げられませんが、一・三兆円程度というふうに考えられます。民間につきましても、いつまでの計画ということがございせんので、年々これからある程度の額が支出されていく、こういうことでございます。

○小沢(和)委員 何日分ぐらいそれが当たるか、そして今後の見通し、何日分ぐらいまで積むと考へているのかということもさつきお尋ねしたのですが。

○島山政府委員 民間備蓄は九月末現在で九十二日分存在いたしております。国家備蓄につきましても、千七百四十万キロリットルといふこととございます。千七百四十万キロリットルといふのは現在の消費ペースで計算をいたしますと三十一日分ぐらゐかといふこととございまして、両者合計いたしますと百二十三日分という感じでございます。

それから、今後どこまで行くのかという点でございますが、民間備蓄につきましても九十二日備蓄といふのが目標でございますので、この九十二日という水準がさほど変化をしないであらう、これを維持するといふこととございまして、国家備蓄につきましても目標が三千万キロリットルといふことになつておりますので、それを達成していきたいといふこととございまして。

○小沢(和)委員 IEAが備蓄の目標としているのは九十二日だといふふうに聞いているのです。だから、それから見ると既にかなりに我が国としてもその水準を上回るほど備蓄をしていると思ひます。

それでお尋ねをしたいと思ひますのは、これは全く石油の輸入が途絶をしたとしてこれだけの日数は持ちこたえることができるという想定で計算されているのですよね。現実には、例えば中東

などで紛争が起つて中東が全部とまったとしても、ほかのところから入つてくれば、それはそれでかなりまだまだ百二十三日などと言われないで、相当にこれは持ちこたえていくことができるという意味を持つてゐると思ふのです。実際に中東などが全部とまるといふことはあり得ないと思ひますけれども、中東が全部とまったとしてもほかのところから入つてくるとすれば、これでどれくらい持ちこたえられるのですか。

○島山政府委員 確かに御指摘のとおり、この何日分、百二十三日分とか申し上げましたのは、全面的に原油の供給がストップした場合の数字でございます。

中東がストップした場合どうかといふことでございまして、中東は、しかしながら我が国への供給の割合が六割を占めておりますので、その六割で百二十三日を割り返した数字といふことになりまして、二百日分ぐらゐもつかないといふことであらうかと思ひます。

○小沢(和)委員 実際には今申し上げたように、イラン・イラク戦争がこれだけ激化をしてくいて、真つただ中であつても、イランやイラクでもセロにはなつてないわけですね、ある一定の量日本に入つてきてゐる。まして周辺ではむしろふやして、日本はこの間イラン・イラク戦争にもかかわらずほぼ順調に石油を確保してゐることができ

た。だから私は、この間のこういう実績などを考へてみますと、日本が産油国全体と絶えず平等互恵の精神に基づいて仲よく貿易を進展させていくといふことに努力をしていくならば、少なくともこの程度の備蓄を持ったといふことになるなら、備蓄といふのは非常にお金もかかる仕事なんです。ね、先ほどお伺ひしたように今後の計画も含めたら四兆円ぐらゐの事業でしょう。私はもう再検討してもいい時期に来ているんじゃないかといふふうに考へるのですが、いかがですか。

○島山政府委員 まずお答えいたします前に、先ほどの二百日という数字でございすけれども、

非常に大きな単純計算をいたしましたけれども、九十日の民間備蓄の中には四十五日分のランニングストックの分がございすので、これはちょっと除外して考えますとすると、二百日はなくて百三十日ぐらゐといふことになることを補足させていただきます。

それから、今の備蓄政策を見直すべきではないかという御指摘の点でございますが、石油の需給が二、三年前から緩和基調になつてまいりましたので、そのときから再三そういう御意見が各方面からございました。それから、私も総合エネルギー調査会にお願いをして検討をしていただいたわけでございますけれども、五十八年の八月に、我が国のエネルギー供給の脆弱性、そういったものによつて考えれば、やはり現在の備蓄目標であるところの民間備蓄九十日、それから国家備蓄三千万キロリットルという目標はぜひ達成すべきであるという御答申をいただいているわけでございます。それを受けて備蓄政策を推進しているわけでございます。

また、これを推進しております背景といたしましては、原油の、石油の世界第一の輸入大国であるという我が国の国際的な責任といふものも観点に入れたが推進させていただいてゐるわけでございます。

○小沢(和)委員 この問題については大臣にも見解をお尋ねしたいところであります。

今も申し上げたように、実際に一番石油の輸入が大丈夫かといふことで心配をされるような事態がここ数年続いた中でも、結局のところ、それは心配するような事態に至らなかつたといふこの現実、それからまた私が申し上げたいと思ひますのは、今需給が非常に緩んできて、もう当面、ここ十年や十五年は心配なからうといふような話まで今出てきてゐる、しかも、我が国の財政状態も一方非常に厳しくなつてきてゐる、こういうような状況を考へてみると、私はこの石油備蓄政策についても再検討をすべき時期じゃないかと思ひます。

大臣も御存じでしょうけれども、アメリカでも、今年度の予算になりましたか、戦略備蓄をこの水準でもうとめようということを政府が提案しているわけですね。議会でそのことはもてはいるようですけれども、しかし私は、アメリカの政府自身がそういうようなことを考えるようになっていくというところ、我々としての一つの参考になるんじゃないかと思うのです。大臣、いかがお考えですか。——大臣に聞いているんですよ、私は。

○島山政府委員 大臣にお答えいただきます前に、ちょっと今アメリカのお話のごさいます前です。それから、アメリカの備蓄政策の現状についてだけお答えさせていただきます。アメリカは現在戦略備蓄、日本で言えば国家備蓄でございますが、それを四・九億バレル、七千八百萬キロリットル保有いたしておるわけでございます。これは輸入量でのベースと比較いたしますと、国家備蓄だけで百日に該当するわけでございます。

それで、今御指摘のように、アメリカも財政不意というところで国家備蓄を今度の予算案におきまして積み増しをやめよう、停止しようという提案をいたしたことは事実でございますが、これが議會でいろいろな意見がございまして、結局約二百萬キロリットルは積み増しをしようという調整がついて、現在そういう線に進んでおるといふことでございます。(小沢(和)委員「それも最終的にはまだ決まっていんだらうが」と呼ぶ)

○柏谷委員長 不規則発言はちょっと慎んでください。

○村田国務大臣 小沢委員にお答えを申し上げます。石油備蓄政策につきましては、今までもいろいろな議論があったわけでございます。基本的には、我が国が石油を全くと言っていいくらい産出をしない、そして全エネルギーの六割を石油に依存をしておる、いわゆるエネルギー供給における脆弱性というものを考えてみますと、やはり相当程度の石油の備蓄というのは必要であるという

ことがあり、IEAの考え方にも従って石油備蓄政策をとっておるところでございますが、今小沢委員の触れられた米国の問題は島山部長からもお答えを申し上げたとおりでございますが、八六年以降も引き続いて国家備蓄の積み増しを行うという予算決議が成立したと承知をしております。アメリカは相当量の石油の産出量があり、またメジャーにも関係をしており、エネルギーについてはもう日本とは比較にならないくらい強いわけでございますが、そのアメリカにおいてしかりでございます。いまして、日本においてもエネルギー備蓄政策は今後も続けていく必要がある、このように考えております。

○小沢(和)委員 さっき私が言いましたように、一番心配される事態が現に起こっていても、石油は確保できたんですよ。これ以上心配される事態というのは、私はもうそれこそ世界じゅうが核戦争が何かになってしまうというふうな事態以外考えられないと思うのです。そのときはもうそれこそ石油を備蓄しておる方がどうしておる方が、そんなことは問題にならないような事態だと思ふのです。だから私は、そういう意味ではあくまで今再検討すべき時期に來たといふことをもう一度申し上げておきたいと思ふのです。

そういう再検討をしていただきたいことのひとつとして、私の地元北九州市の若松に、白島の石油備蓄基地というのを国家プロジェクトとして今つくっているわけですね。海岸から八キロも離れた外海、ここは冬場は物すごく荒れるといふことでは有名なところで、そして台風銀座と言われるところで、台風もしょっちゅう來ます。こういうような外海に堤防みたいなものをちよつとつくって、その中に七十萬トンも入れることができる鉄のタンクの船を八隻も並べるといふような施設をつくるというところは、これは世界的にも第一、洋上タンクというのはいかたがたなかったそうです。それを初めてつくるところへもつてきて、そういう荒海のど真ん中につくる。どう考えたって無理なんですね。

だから、私たちは、そういう安全性という立場から見てこれまでもずっと反対してきたのです。国際的に見ても石油の備蓄政策を再検討するべき時期に來たというように私は言っているけれども、そうだとすると真つ先にこれはやめてもらいたいという気持ちがあつて今まで申し上げたのですが、特に今言うような条件の中にこれをつくるというところは、これはどう見ても私は心配でならないのです。まだ基礎工事をやっている程度の時期ですから、今からでも遅くはない、やめてもらいたいというように私は考えますが、安全性の面で特にどうですか。

○島山政府委員 白島の国家石油備蓄基地建設及び運営に關しましては、各分野の専門家によりましてまずファイジビリティスタディーを慎重に行ひましてその安全性の検討を行いましたし、また、事業の実施につきましては関係各府省庁、これは運輸省とか消防庁とかという関係官庁でございますけれども、十分な審査を経まして、そしてその許可を得ておりまして、安全性は特に問題がないといふふうに考えております。

○小沢(和)委員 特に問題がないというふうなことでいいのですか。七十萬トンの石油船がもし台風などで壊れて油が流出するといふような事態になつたら、日本海から東シナ海から一体どういふことになつてますか。それも一隻ではないのです。五百六十萬キロリットルですよ。だから、一応問題がないなどというふうな生易しい返事では地元の人たちは絶対了解できないと私は思ふのです。あなたは、絶対これは責任を持てるといふふうにここで断言できますか。

○島山政府委員 安全性につきましては、関係官庁の認可を得ておりますので、問題がないものと考えております。

○小沢(和)委員 私は心配でならぬのです。地元の人たちもその安全性という点では、もうそれこそ超党派でみんな心配していると思うのです。だから、万が一のことが起こったときには、では、石油備蓄会社の責任だなんといふことは言わ

ない、政府自身が全責任を負うということをご政治的にも確約してください。

○島山政府委員 ちょっと御質問とずれるかもしれませんが、確かに外海の波浪というのが問題があるわけでございますけれども、これは貯蔵船舶地内を静かに保つために、外側を非常に高い、十一メートルも水面に出るような防波堤でまず囲うことにはいたしております。(小沢(和)委員「そんなことは知つてゐる。だから、もうざり言つてくださ」と呼ぶ)それで、そういう十分な措置も講じておりますし、そして北防波堤につきましては、前面を波を消すブロックでまたカバーをするといふこともいたしまして、安全対策上十分な配慮を払つておるところでございます。

○小沢(和)委員 私が聞いているのは、万が一のときは政府が責任を負つてくれるといふことを、今の段階でもう一遍ここで保証しておいてくれと言つてゐるのです。

○島山政府委員 万が一の事態になりませんように、十分な安全対策に意を用いておるところでございます。

○小沢(和)委員 それは私は全く無責任だと思ふのです。本心に自信があるのだつたら、ここで保証すると断言できるはずなんです。しかし、ほかの質問もしたいから、一応そのことだけ指摘しておきます。

この白島石油備蓄基地の建設計画につきましては、初めから疑惑に包まれておつたわけでありまして、日立造船が造船不況を乗り切るために計画をしたものが、いつの間にか国のプロジェクトといふことになつた。もう当時から、これは日立に発注するといふことが既定の事実かのようにいつとも言われ続けてきているわけでありまして、そして、この国家プロジェクトにするために、政財界で二十五億から三十億ぐらいの金が動いたんじゃないかといふことが当時から何遍も新聞でも報道されるような不明朗なきさつがあるプロジェクトなんですね。

こういうような安全の問題、疑惑の問題などで地元を納得させるために当時一番言われたことは、北九州は非常に深刻な不況だけれども、しかし、これが発注されたらうんと地元にも仕事が増えて景気がよくなるんだということだったのです。しかし、もう既に動き出してから一年以上になりますけれども、実際にはその点でも全く失望感が広がっているというのが現実です。

どういう状況かということ簡単に申し上げますと、地元で直接発注された部分というのは、今現在、市がやる工事、それから石油備蓄会社がやる工事両方合わせて九・六％、会社が発注する分だけでいったらわずか〇・三％なんです。ほとんど地元は落ちていないのですよ。

それから、域外に発注した分について下請というふうな形で入っているんじゃないかというふうなことも言われるでしょうけれども、確かにそれはある程度入っておりますけれども、ここで大問題なのは、ピンはねが非常に激しい。元請の会社が下請に落とす場合には実に三〇％も抜いているということがある市議会でも問題になりましたし、それから地元ではRKBというテレビで、これは全国放映されてTBSでも扱われたというふうな聞いておりますけれども、大手は下請価格について元請価格の三〇％引きを提示し、もめたあぐく二二％に落ちついたというふうなことがテレビでも放映されているのですよ。

そして、こういうふうに非常にピンはね率が高い背景として、先ほども申し上げた立地調査から政界工作まで三十億円と言われる政治資金が動いた、これらの金を企業グループが回収するため、今下請に対する締めつけ、ピンはねを行っていると伝えられているというふうに、このテレビでは放映の中で言われているのです。

さらに、資材の購入の点ではどうかというところ、これについては暴力団が介入をしているというところも大問題になっているのです。地元では大体捨て石とかあるいはセメントなどの購入というのが大きいのですけれども、これが大きな利権の材料

になるということで、暴力団が利権争いをやって、その結果、地元から取られるはずだった石が佐賀県とかあるいは山口県あたりから入るといようなことにもなっているという話も出ています。私は、このことについては直接石油公団にお尋ねをしてみたいと思ったのですが、きょうは参考人の出席は遠慮させてくれという話があったので、通産省はこの点について御存じか、そしてもし御存じであればこれは重大な問題として徹底的にメスを入れていただきたいということを私はお願いしたい。

それから、きょうは会計検査院にも御出席を願っておりますので、会計検査院としてもこの点についてどういう見解をお持ちかということをお尋ねいたします。

時間がもう来たようですから最後にもう一つだけお尋ねをつけ加えさせていただきます。この七十万トンのタンクは熊本県にあります。日立有明造船所から若松に曳航してくることになっているのです。こんな巨大なタンクを果たして安全に曳航してくることができるといふことがまた大問題になっているわけでありまして、これについては海難防止協会などに検討を依頼している、最近中間報告が出たというふうにも聞いているわけですが、海上保安庁としても、これがもししだめだということになったらこの計画自体がだめになってしまうのですが、今これについてどういうふうに指導をしておられるか、またそういうようなことについてどう考えるか、この点もお尋ねをして、質問を終わりたいと思います。

○岡山府委員 白鳥のプロジェクトに関しましていろいろの問題の指摘みたいなのが地元でテレビに流れまわったことは存じております。これは御指摘のように石油公団を通じて監督をいたしているわけですが、石油公団の報告によりまして、まず第一に元請がピンはねしているかどうかという点でございしますが、石油公団が相手にしております国備会社は、元請企業に発注するに

当たりまして建設業法、下請代金支払遅延等防止法の遵守等請負契約の適正化に努めるよう文書をもって注意喚起しているところでございます。国備会社からの報告によりまして、いづれにしても元請のところでいわれるピンはねの事実はないということでございます。

それから暴力団等の御指摘もございましたけれども、工事の発注の方法は、先ほどの大型タンクといったものは非常に高度な、総合的な技術を駆使するものでございますので、そういった技術を十分持っております企業を工事共同企業体として組織をいたしております。したがって、御指摘のようなことが入り込む余地はないと考えております。また、国備会社からその他の企業に発注いたします際は、社内契約の契約に基づきまして厳正に行われているというところを石油公団から報告として聞いていますところでございます。

それから貯蔵船の曳航の安全性につきまして、石油公団が実施しましたフィジビリティスタディーの中で基本的に問題がないということ、そういう前提ではございますけれども、海域が静穏な時期を選んで曳航することが必要であるとしておりますので、国備会社もこれを受けまして具体的な曳航時期、曳航方法それから各種安全対策等の曳航に関する基本的な事項につきまして海難防止協会に委託をいたしまして、学識経験者で慎重な検討を行っているところでございます。今後この結果を踏まえまして、関係行政機関の指導のもとに御指摘の曳航の安全を確保していきたいと考えております。

○大木会計検査院説明員 お答えいたします。白鳥石油備蓄基地の建設工事につきましては、本年六月、会計検査院法第二十三条の規定によりまして本備蓄会社の検査指定が行われましたところでもあり、先生御指摘の点を踏まえました適正な価格で契約されているか、また工事の施工面につきましても十分に検査してまいりたいと思っております。

○玉置説明員 七十万キロリットルタンクのように

な大型タンクを曳航する場合におきましては、海上保安庁といたしましても航行の安全を確保するために関係者を十分に指導していく必要があると考えております。

そこで、白鳥国家石油備蓄株式会社の曳航計画が今後具体的に提示された場合におきましては、気象、海象の予測、それから連絡通信などの海陸一体となった管理体制、それから曳航船、警戒船などの船団構成、さらには船舶交通、漁業操業状況等に応じた曳航計画の策定、これらの事項について十分な安全対策が確保されるよう関係者を強力に指導してまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 もう終わりますが、さっき通産省の方から、私が指摘した疑惑について、ないという報告を受けたというふうなだけ言われましたから、それは一言だけ言っておきます。私自身のところ、実際三〇％抜かれている、それは出るところに幾らでも出ますということも含めて言っているのです。そういう事実ももっとよく調べてください。それだけ言っておきます。

○粕谷委員 以上をもちまして小沢和秋君の質疑は終わりました。

続きまして、後藤茂君の質疑に入ります。後藤君。

○後藤委員 この法律の中身に入る前に二、三周辺の質問をしてみたいと思います。

最近の石油の供給構造を見てみますと、大部分スポットの購入が上ってきているようでありまして、お尋ねしたいのは、大体スポットというのはどのくらいの比率が望ましいかと考えておられるのか、また最近の状況はどうなっているのか、そのところからまず最初にお伺いいたしまして、逐次質問に入ってみたいと思います。

○岡山府委員 最近、御指摘のように国際的な石油需給の緩和傾向を背景といたしまして、原油取引におきまして政府公式価格、GSPが割高であるという感じが強まっております。したがって、GSPでの販売を基本としてきた長期契約

離れということが見られるのは御指摘のとおりでございませう。そこでスポット比率というものが国際的に高くなってきておりまして、現在我が国もその例外ではございませう、八四年で二三%、八五年では三五%というようなスポットの比率になってございませう。

○後藤委員 望ましいスポット比率というのはどのくらいを一応考えておられるのか、それからサウジアラビアがその中ではどの程度のウェイトを占めているのかをお答えいただきたい。

○島山政府委員 望ましいスポット比率につきましては一概に申し上げられないわけですが、御指摘のとおり原油の安定供給というのは非常に重要な点でございまして、私ども、この比率についても今後十分注視をしていきたいと考えております。

それからサウジでございませうが、我が国に安定的に原油を供給してきまして非常に大手の大事な国でございませうけれども、先ほどの政府販売価格による価格というのをずっと堅持してまいりました。最近サウジからの原油の調達比率が非常に減っております。ピーク時は百万バレルを上回っていたわけですが、それがいま減っております。我が国に占めるシェアも三五%というようになっております。非常に減っておりますが、現在ではそれが六十七万バレルというように減っております。この状況でございませう。

○後藤委員 今のお答えを聞いておりますが、特にサウジアラビアというのは公式価格を大変尊重してくる国だと承っているわけですが、ところが安定供給ということを考えてみますと、安からずぐに飛びついてスポットがどんどんふえていくという状況が起きているように見えます。一方において安定価格を大変大切にしている国は、そういう安い価格の方に走っていくために比率がどんどん減っていくことになるわけですか。

こういうことは、後のこれから御質問するものと

と関連をするわけですが、石油の安定供給というものは大変大切であります。こういった事態に対してどういうふうに考えたいのか。ただ安いスポットが出ればそれは買えばいいじゃないか、この業法に基づいて買っていくばいいじゃないかということになってまいります。この後の自由化の問題とも絡んでこれからまた混乱をする要因をもたらすのではないだろうか、そういった点について大臣はどのようにお考えになっているか、所見を伺っておきたいと思っております。

○村田国務大臣 後藤委員の御指摘になったスポット原油の輸入比率の問題は、私は非常に重要な問題点だと思います。先ほど島山部長からお答えを申し上げましたが、現に輸入比率というものが近年非常に上がってきているわけですね。例えば一九八二年は九%程度であったものが八三年には一七・九%になり、八四年には二二・六%になっておる。そして本年はさらにふえているという状況でございまして、この動向は委員御指摘のとおり私が非常に注目をしておるところでございませう。ただ、これは国際的な動向でもございまして、我が国の輸入比率というものは、国際的に見た場合には必ずしも高い水準ではない、むしろ低い水準にあるということもございませう。

そしてまた、安定した原油供給国でございませうサウジアラビアでございませうが、私もサウジアラビアの閣僚ともお目にかかったり、いろいろそういう機会を持ってサウジアラビアからの安定供給ということには意を用いておるところでございませうが、何と云ってもこの国は世界一の原油埋蔵量を持つておる産油国であります。そして日本に對しては極めて友好的で、過去十年にわたって最大の原油供給国でもあったわけでもございまして、委員の御指摘のそういった問題を含め今後動向を注視してまいりたい、このように考えております。

はまた後で輸入の問題と絡んで申し上げてみたい。もう一点、この暫定措置法が出てまいります背景に、ことしの春ですか、EC委員会のレポートが出されて、一九九〇年には五千万トンの製品が出てくるというふうなことであります。私もサウジアラビアのジュベイルには五年ばかり前に行つてまいりました。まだ建設中でありましたが、この調査室が出した資料を見ますと、ことし稼働したのか稼働するのかわからない状況になっておりまして、全体にも大変大きな、サウジ、クウェート、リビア等での生産能力が現実化してくるわけでありませう。こうした五千万トンが、ECレポートでは二千万トンくらいはヨーロッパで、あとの三千万トンは日米でというふうな期待も持たれているようでありませうけれども、この製品の油種、それから油種別の数量あるいは国際的な受け入れに関する約束なり、さらにはまた我が国の市場と合った品質あるいは価格面でのように受け入れが可能なのか、こういった点の検討が恐らくこの暫定措置法が提案されていく以上はなされていくのだからと、思うわけですが、この辺はいかがなっておりますか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○島山政府委員 中東産油国の製油所から約五千万トンの石油製品の供給が輸出市場に行われるというのをECの委員会が言っておりますことは事実でございませう。それで、そのうちEC委員会の、これは自分が買うという意味じゃ必ずしもございませうが、見通しといたしましては、二千万トンくらいはECの市場で消費されることになるかもしれないと言っていることも事実でございませう。ただ、その残りの三千万トンを日米で分担して引き取れという明確な主張をECはいたしたことはない、と承知いたしております。そこで、お尋ねの中東の五千万トンの油種別の内訳でございませうけれども、これは必ずしもまだはっきりいたしておりませんが、EC委員会のレポートといたしましては、建設する設備の種類から見て一応重油二六%、それから軽油とかディーゼルとかいうのが三三%、ガソリン一三%、その他が二八%というふうな予測をしておるわけでございます。無論、プラントの今後の運用稼働状況でございませうとか、そこへ入れます原油の種類でございませうとか、そういったものでこのパターンは変わらざるわけではございませうけれども、一応そういう見方があるわけではございませう。そこで、そういう製品、例えばここで言うガソリンというふうなものが日本に輸出される可能性はどうかということではございませうが、とりあえずサウジアラビアにモビールとペトロミン、サウジの国営会社でございませうけれども、その合併でやっております製油所とそれからジュベイルとございませうが、その二つが稼働状況に達しているわけではございませうけれども、このジュベイルの方は余りガソリンに意を用いておりませんので、こちらからはなかなか供給が行われないかもしれない。それでむしろこのモビールがやっておりますヤンブーの分が供給される可能性があるというところ、サウジアラビアからの供給の可能性も現在企業において検討中というところではございませう。○後藤委員 重油で二六%、軽油で三三%、ガソリンで一三%、ナフサ、灯油、LPG等で二八%というふうな御説明が今あったわけでありませうけれども、こうした石油製品が一九九〇年には五千万トン国際市場に輸出してくるわけではございませうが、それだけにこの法律の廃止期限とも絡んでくるのだからと思うのです。この暫定措置法の五年というのとはちやうどさういふところに絡んでくるのだからと思うのですけれども、この廃止期限が来ることと関連をいたしましてどのような考え方をもちますのか。○島山政府委員 石油製品の貿易の見通しと廃止期限との関連でございませうけれども、まず、特定石油製品が貿易市場に豊富に存在をしてそれが安定的に供給されるということが、この特定石油製品の輸入を論ずる第一の大前提でございませう。そこで、特定石油製品が国際的な貿易市場に豊

富に存在をするということは、少なくとも原油の需給が緩和状況が続いておればそういう期待が保てるということでございます。したがって、一応IEAの見通しでは、九〇年代以降になると国際的な石油の需給状況がタイトになるかもしれないということを言っております。九〇年代になる前の八〇年代を中心とした五、六年間は少なくとも国際的な石油需給は緩和状況である、したがって国際的な貿易市場に特定石油製品が豊富に存在し得るであろうということから、五年という期限でお願いを申し上げておるわけでございます。

○後藤委員 今の五年の問題等は、この後また少し議論してみたいと思います。

大臣のこの法律案に対する提案理由の説明の中の「安定供給の基本となる消費地精製方式を基本としつつ、」私どもも石油の安定供給のことを言う場合に消費地精製主義という言葉をよく使うわけであります。この消費地精製主義というのは私ども安易に使ってきた嫌いがないわけではないの、ですけれども、一体どこに根拠を置いてこの消費地精製主義というものが言われているのか、その点を大臣、ひとつまずお聞かせいただきたい。

○村田国務大臣 石油の需給事情は国際的に見て非常に変わってきておるわけでございますが、今回の決定は、先日提案理由でも御説明を申し上げましたように、石油製品がサウジアラビアその他でたくさん精製をされるということになって非常に情勢が変わったと判断しておるわけでございます。しかし、いわゆる消費地精製主義自体は本則の石油の安定供給は国民サイドから見れば消費地精製主義をとることが一番妥当であろうという考え方でございまして、その基本は安定確保ということにあつたものと私は考えております。

○後藤委員 そういふ基本であるが、最近状況が少し変わって、だからこういふ暫定法が出てくるわけですが、そういう消費地精製主義、原油が市場の大宗をなしておった時代が先ほども申し上げたように今変わりはじめてきている。そういう状況の中で、この消費地精製主義といふ方式というものが安定供給のために大変大切な方式とすれば、これに対する根拠をやはり法律的に明確にしておく必要があるのではないかと。

逆に、最近そういう状況が変わってきた、つまり製品が市場に出回ってくるようになってきた、したがって消費地精製主義というものは若干手直しが必要であるということであるとすれば、今度は石油業法についてこれの見直しということも考えていかなければならぬのじゃないか。大臣の提案理由の説明を見ますと、先ほども読み上げましたように、「安定供給の基本となる消費地精製方式を基本としつつ、」こうなっています。この「基本としつつ、」という消費地精製方式は今後も厳守していくことになっていくのか、それともこれから業法なり、あるいはこの法律は五年で期限が切れるという形でもた見直しに入っていくことになるかと思っております。それとの関連はどのようにお考えになつておられるのでしょうか。

○村田国務大臣 大変重要なポイントだと思つて、いわゆる消費地精製方式をとりましたのは、原油の連産品、こういうものが国民生活にそれぞれ非常に深いかわり合ひがある、したがってそういうものを常に安定的に供給するという建前から、日本はほとんどの石油を外国から輸入する、そして精製をして国民に供給していくという建前からとられたわけでございます。

五年間という暫定期間をとりましたのは、先ほど石油部長からも申し上げましたように、五年間は世界的な石油需給動向が大きくは変わらないうであらう、その間にいくその状態を見きわめながら今後の対応を考えていくこととございまして、したがって、五年経過した段階において消費地精製方式を依然として堅持していくのか、その他の問題についてはその間にいく判断をしていくべき問題だと思つております。

○後藤委員 これは前から私も、ぜひひとつ検討していくべき性格のものではないだろうか、これ

までは消費地精製主義というものが大変大きな一つのよりどころになつておつたと思うのですけれども、これをなおこれからもきちっと位置づけていくとするならば、それなりにやはり法律の中で明確にしていくべきであらうと思つております。この根拠になるものはどこにもないわけですよ。

そこと関連いたしまして、今度の暫定法の大臣の提案理由の説明をずっと読ませていただきながら条文を見てまいりますと、一方において昭和十七年に石油業法がつくられておるわけですが、この石油業法に当てはめられない条項がどこどこにあるのかということが私は実際よくわからないわけですよ。この石油業法の改正の中で読み取れる部分が大変多いのじゃないだろうかという気がいたします。たしてならないわけですよ。この点については最初に長官あるいは石油部長からまずお答えをいただいた後、また大臣にお聞きしてみたいと思つております。

○島山政府委員 今度の暫定措置法の石油業法で読み取れない部分という御質問でございますが、まず基本的にこの期間の点であらうかと思つて、石油業法は、附則四条で再検討事項とございまして、恒久法という位置づけになっておりますけれども、この暫定措置法につきましては、御説明申し上げておりますように、一応臨時措置法的な形で御提案申し上げておるというわけでございまして、これが全体としてかぶりますものですか、輸入の点その他につきましても、確かに石油業法の中に規定もございしますが、この暫定措置の方では暫定措置として実施させていただきますもので、こちらの方に、暫定措置法の方に入ってくるということでございます。

また個々には、例えば第九条でございしますが、これも「品質に関する勧告」でございしますが、それから第十條の「特定石油製品輸入業者の努力」義務という点でございしますが、あたりに石油業法では読み込めない部分であらうかと考えております。

○後藤委員 どうも今の答弁は必ずしも明確でないように思つております。例えば二条に「石油製品」という定義があります。ここに特定石油製品というものを書くか否かとしてはないのかどうか。あるいは、今度は特定石油製品の輸入主体、それを登録していくわけですが、この石油業法では一応届け出になつておるわけですが、これを登録に変えたら一体どうなるだろうか。この辺がこの石油業法と今度の暫定措置法をずっと条文を読んでみておりました、なぜ石油業法の中へこれを取り込まなかったのだろうか。先ほどの部長の答弁ではどうももう一つ歯切れが悪かつたように思つてならないわけでありまして、大臣いかがでしょうか。

○村田国務大臣 この点はこの臨時措置法のポイントでございまして、登録に係らしめておる、その登録の基準は、安定供給するための生産設備及び貯蔵施設、それから輸入品の品質を使用者の需要に適合するように調整する設備ということになつておるのでございまして、そういうことによつて輸入をすることのできる輸入事業者というのは非常に限られてくる。

これは、こういうことに限定をいたしませんと今までの我が国の石油供給体制の基本的な問題がどうしても崩れてしまふものですから、したがって、こういうことを頭に置きながら七月のIEA会議以降、石油審議会の答申を待ち、そしてアメリカ、E.C.等ともよく御相談の上で今回の決定をした次第でございまして、これによつていわゆる特定石油製品を輸入をする仕組みをしっかりと開くという考え方でございまして、考え方としてはあくまで基本法である石油業法に対する臨時措置法という考え方で五年間の推移を見守つてから対応する、こういう基本的な考え方を御了解いただきたいと思います。

○後藤委員 どうも大臣の答弁も実はよくわからない。同僚議員が先般指摘をされているように、業法の附則第四条では「検討」の項目が入つておるわけですね。それから先ほど私が指摘しました



ように、登録の項目を起せばどうなんだろう、あるいは特定石油製品の定義条文を起せばどうなんだろう、それで一体支障があるのかないのかということが実は私には明確ではないわけです。

そこで、与党の方からもう既に修正案も回ってまいりましたけれども、先ほどの部長の答弁なり大臣の御答弁、あるいは提案理由の説明を聞いておりまして、情勢の変化によりまして特定石油製品を輸入していかねばならない、私はそのことは十分に理解するわけでありまして、また、安定供給のためにはそういった輸入主体というものを特定していかねばならぬ、登録していくなり何らかの措置をとっていかねばならぬ、このことも実は私には議論をいたしまして、その方向は賛成といいますが、了承をさせていただいていくわけです。

そこで問題は、この五年間を今突如十年に引き延ばしていくことの理由が実はどうも明確ではない。大臣は閣議で決定をされ、その前には内閣法制局なり与党の政調をずっと過してきていると思ふんですね。その場合に、政府としてはやはり五年にしていくことの積極的な理由づけがあったらと思うのです。

一方において、山中通産大臣のときには、川上から川下にかけて石油にかかわる法律については全面的に見直していくことも本委員会において言明をされているわけでありまして、ところが、昭和三十七年に石油業法がつくられて、そして若干の改正はございましたけれども、これは技術的改正なんですね。ほとんどそのことに触れられないまま、今日まで行政指導の面で大変厳しいコントロールがなされてきているわけです。

そこへ今度は五年の暫定措置をつくり上げていく。これまた今までの答弁を聞いておりますと、本当に安定供給のための、エネルギーの一番大切な石油の確保について、輸入も含めて、行政の側あるいは政府は一体どう考えているのかということに対して、立法府における議論を避けてと言っ

たら大変失礼です、しかし、立法府における議論を経過していかないで、行政指導の面ですもん進んでいくのではないだろうかという気がどうも私にはいたしません。

しかも十年に期限を延ばすということになりますと、この問題に對してますますしつかりと足を踏まえて——第二臨時行政調査会あるいは行審審の答申におきましてこの問題については見直しを言っている。そして附則第四条で見直し条項もある。にもかかわらずこれまで全く手を触れていない。そして避けて、安易に当面を糊塗していくということが安定供給のためにいいのだろうか。そのことについて私どもは大変懸念を持っております。

この法律は、「廃止するものとする」ということになつておるわけですから、五年たつと自動的に消えてなくなる法律じゃないわけですから。廃止法案を出していかねばならぬ。ということになりますと、もしこの趣旨が五年間で生かされなかったということになれば、当然私どもも安定供給のためにこれを延長するなりあるいは補強して延長するなりということも考えていく。場合に

よればこの五年間に抜本的に石油業法を改正していく、そして遺憾なきを期する、安定供給を確保していくということが正しいと私は思うのです。そういう意味で私どもは、これを十年に持つていくというので、またこのまま安易に進んでいく、そして行政指導の面が立法府の議論を越えて行われていきはしないか、そのことは安定供給のために必ずしもプラスにならないのではないだろうかという心配をするわけです。

大臣は、責任を持ってこの五年間の暫定措置法を提案をされている。私どもはそれを了としながら、その趣旨に基づいて私どもも同僚議員も、本来ならこの石油業法を見直していくべきだ、これに全部条文を取り込むべきだという考え方を持っておりますけれども、客観情勢のいろいろな動きを勘案しまして、緊急避難というわけじゃないですけれども、この際、特定石油製品に対しては暫定

措置もやむを得ないかなという考えで臨んでおったわけでありまして。

ところが、今申し上げましたような状況になつてまいりますと、私どもとしてはせつかく見直し条項も石油業法にある、そして五年というものを政府は責任を持って、確信を持ってお出しになつた、これが十年に変えられるということに對して、大臣は一体どのようなお考えをお持ちになつておられるのか、お聞かせをいただきたい。

○野々内政府委員 石油業法と石油政策は当然表裏一体をなしております。石油業法に基づいて私ども行政をいたしておりますが、御承知のように二度の石油危機にあらわされますように、石油情勢は過去非常に変動を繰り返しております。私どもとしては石油の安定供給ということ念頭に置いて石油行政を行つてまいりましたわけですが、そのときどきの情勢に従つて石油審議会等にお願いをして、石油行政について反省をし、そのときの情勢に合ったように変更してきたわけでございます。

その際に、やはり石油業法を改正すべきであるかどうかというのは、そのときどきの答申においていろいろ御議論をいたしておりましたが、従来は、業法を改正するまでもなく、その弾力的運用によつて対処し得るというのが意見の大勢でございまして、現在まで業法の改正が行われずにまいったわけでございます。

しかし、今回の輸入を開始するという点につきましては、現行の法律では石油の安定供給について危惧があるという観点から法律が必要であるというところになつたわけでございます。その場合、御指摘のように石油業法の一部改正によつてできないかどうかというのも当然議論をいたしたまはした。正直申し上げて、絶対にできないかと言われれば絶対とは言えないかと思ひます。しかしながら、どちらが適当であるかということになりますと、私どもとしては、この法律は暫定的に措置をするという中身であるということを考えますと、基本法である石油業法にさわるよりは、むしろ暫定的な法律を制定をし、この法律の運用によつて、期限が来たときにこの法律をさらに延長する必要があるかどうか、あるいは、そのときに基本的な石油行政というものを考え直して、石油業法に手をつける必要があるかどうか、そういうことを絶えず反省をしながら今後石油行政を進めてまいりたい、かように考えております。

○後藤委員 時間が来ましたので、もう全部おそろいなに私が長くやつたら大変失礼だと思ひますが、大臣、この点だけは、実は私どももこの審議をいたしました、委員会でも先ほども言いましたように、幾つかの問題点がありますけれども、この法律案については賛成をしたいと思います。しかし、今長官も御答弁になりましたように、五年という期限をつけたが、やはり行政に對しても政府に對しても、五年というものをやることは、今まで二十三年間全くこれに触れていない、これは石油が、国際的にも国内的にも激動した中で、苦しい状況を生きてきているわけであり

ます。だから、本来ならばもっと石油業法等をその都度見直していくべき性格のものであろう。それを二十三年間、こういう見直し条項があるにもかかわらず放置しておる。また十年等になっていきますと、ゆつくり構えて、そして行政でそのま糊塗して、委員会の審議なり立法府の審議というものを越えた安易な方法をとられはしないか、そのことを私どもは心配をしておりますために、私どもも十分に議論をいたしましたが、十年に修正するということに對しては、これは反対をしたいと思います。この方が政府の姿勢を正す上において正しいというところから、きょうは討論の通告をいたしておりますので、私からあえてこの考え方を申し上げ、大臣の見解をお聞きいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○村田国務大臣 非常に重要なポイントでございますから、一言だけお答えをさせていただきます。この法律案を出しますまでの経緯について、I



EAの決定が非常に厳しいものである、そしてまた極めて切迫感のあるものであるというところ、実は閣僚会議が終わってすぐに野々内長官、島山部長に日本に帰ってもらいまして、石油審議会への提案を御相談をいただいたわけでございます。そして、石油審議会でも、事態の切迫性から非常に早く答申をいただきました。

この法律案を提出する際に、その仕組みについては、私はもう初めからしまいで、どういふ法律案の形態で出すのかというようなことを与党である自民党の幹部とも御相談を申し上げながらきたわけでございますが、石油法を基本法とし、そしてこの暫定措置法を臨時法とするという体系は非常に正しいものであると私は考えております。

今、後藤委員から真剣な御質問をいただいたところでございまして、五年間で御提案を申し上げたわけでございますが、この期限をどうするかというところについては国会の御判断にゆだねたい。そしてまた、趣旨に御賛同いただきますならばぜひ社会党においても御賛同賜りたいと存じます。

○柏谷委員長 以上をもちまして後藤君の質疑は終わりました。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○柏谷委員長 この際、特定石油製品輸入暫定措置法案に対し、渡辺秀央君外二名から、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合三派共同提案による修正案が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。長田武士君。

特定石油製品輸入暫定措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○長田委員 ただいま議題となりました修正案に

つきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。案文については、お手元に配付をいたしてあるとおりであります。

御承知のとおり、本案は、最近における石油製品貿易の拡大傾向に対応し、石油製品輸入の円滑化を図るため、必要な暫定措置を講ずるものであります。私が国経済社会にとつて不可欠の重要物資であり、その安定供給を確保することが、石油政策の最も重要な課題であります。現在、石油需給は緩和基調で推移しておりますが、中長期的な見通しは、本案の審議過程における政府の答弁でも明らかのように、不透明であります。

このような石油政策上の要請や石油情勢を勘案いたしますと、本案による石油製品につきましても、秩序ある輸入を確保することが必要であります。また同時に、構造改善の途上にある石油産業が、円滑かつ安定的に石油製品輸入を行うようにすることが必要であり、地域経済や雇用への影響、ひいては産業活動、国民生活全般への影響がないようにすることが必要であります。

このような観点からいたしますと、本法の廃止期限を昭和六十六年三月三十一日とする政府原案では、暫定措置とはいへ短きに過ぎ、石油製品を円滑かつ安定的に輸入し、その供給を確保していくには不十分であります。

このため、本法の廃止期限を五年間延長し、昭和七十一年三月三十一日に改めることが必要であります。

以上が修正の趣旨及び内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○柏谷委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○柏谷委員長 これより原案及び修正案について討論に入るのではありませんが、討論の申し出があり

ませんので、直ちに採決に入ります。

まず、渡辺秀央君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柏谷委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柏谷委員長 起立多数。よって、本案は、渡辺秀央君外二名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま修正議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○柏谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柏谷委員長 次回は、来る二十九日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

特定石油製品輸入暫定措置法案に対する修正案

特定石油製品輸入暫定措置法案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を

「昭和七十一年三月三十一日」に改める。

昭和六十年十一月二十九日印刷

昭和六十年十一月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局